

1 過誤処理の概要

過誤申立情報

EA11: 過誤申立書情報(障害福祉サービス) BA11: 過誤申立書情報(障害児支援)

<通常過誤>

事業所の請求誤り等による過誤を指し、対象の請求明細書のデータ取消が完了した翌月に修正後の再請求を行う。

※ 相殺元となる請求金額より、過誤対象となる取消金額が多くなる場合は、事業所への支払金額がマイナスになってしまうため、事業所から連合会への振込対応となる。

<同月過誤>

請求明細書取り下げのうち、**市町村等による過誤申立と同月に、修正後の過誤再請求を行う。**

※ 過誤対象となる明細書の取消金額と、修正後の明細書の請求金額が相殺され、差額のみ調整となるため、過誤対象が複数ある場合に一度に処理できる可能性が高くなる。

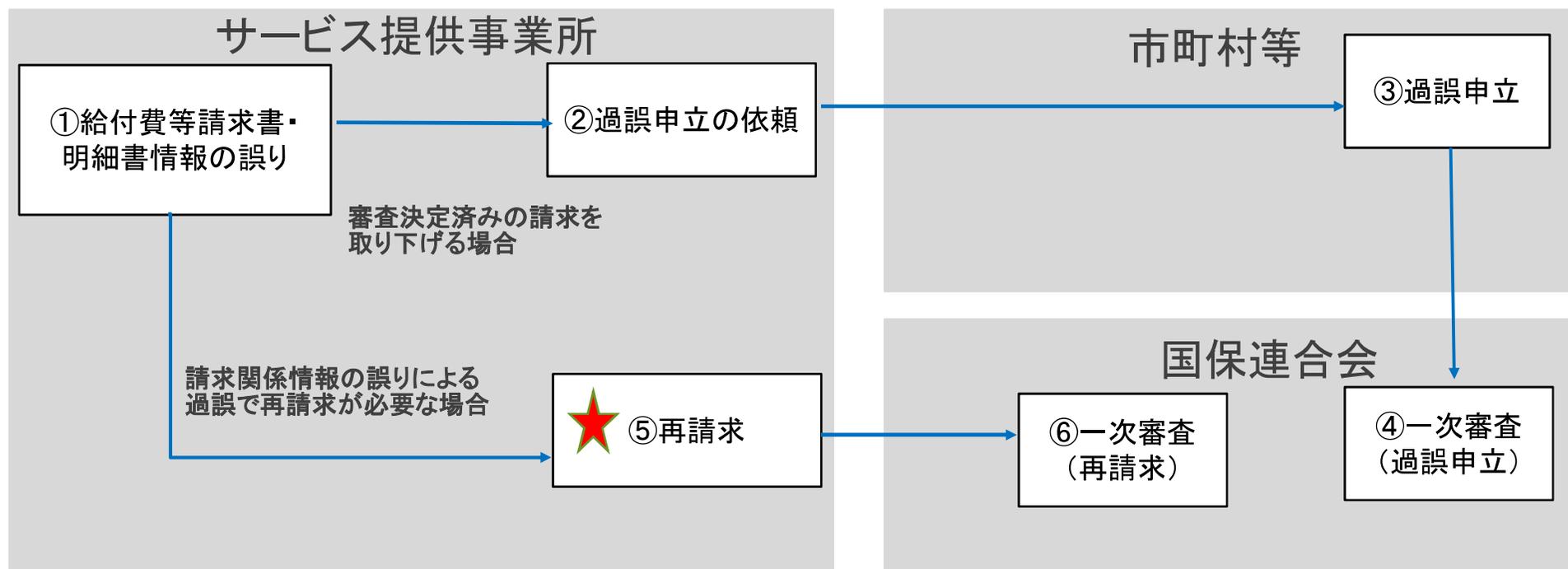
➤留意点

既に廃止している事業所において過誤処理が必要となる等、支払額が必ずマイナスとなることが確定している場合は、連合会にて過誤処理金額を調整させていただくことがあります。

2 過誤処理の流れ

通常過誤: ③過誤申立、④一次審査(過誤申立)の翌月以降に、⑤再請求、⑥一次審査(再審査)を処理

同月過誤: ③過誤申立、④一次審査(過誤申立)と同月に、⑤再請求、⑥一次審査(再審査)を処理



障害児支援において都道府県が実施主体である障害児施設については、過誤申立の依頼先は県となる。その後、県は国保連合会に対し過誤申立を行う

3 過誤処理の運用スケジュール

➤ 通常過誤について

- 1 サービス提供月の翌月に事業所からの請求情報の審査が行われ、その翌月に事業所への支払が行われる。
- 2 過誤申立は、事業所への支払確定後に処理可能であり、市町村等から国保連合会への過誤申立は、毎月1日から9日頃までが受付期間となっていることから、サービス提供月から3月目以降に過誤処理が可能となる。
- 3 支払完了済みの実績の取り下げをする場合は、事業所は対象者の受給者証を発行している市町村等に過誤申立依頼を行う。
- 4 過誤申立を受領した市町村等が国保連合会へ過誤申立情報を送信し、国保連合会が過誤処理を行うことで実績の取り下げが完了する。
- 5 過誤処理完了後、「障害福祉サービス費等過誤決定通知書」を電子請求受付システムにて事業所へ送信し、過誤処理翌月の事業所への支払額から過誤対象金額が相殺される。
- 6 事業所は、「障害福祉サービス費等過誤決定通知書」を確認後、再請求が可能となる。

3 過誤処理の運用スケジュール

➤ 同月過誤について

- 1 サービス提供月翌月に事業所からの請求情報の審査が行われ、その翌月に事業所への支払が行われる。
- 2 過誤申立は、事業所への支払確定後に処理可能であり、市町村等から国保連合会への過誤申立は、毎月1日から9日頃までが受付期間となっていることから、原則としてサービス提供月から3月目以降に過誤処理が可能となる。
- 3 支払完了済みの実績の取り下げをする場合は、事業所は対象者の受給者証を発行している市町村等に過誤申立依頼を行う。
- 4 過誤申立依頼を行った市町村等が、国保連合会へ過誤申立情報を送信したことを確認したうえで、事業所は再請求を行う。
- 5 国保連合会にて、市町村等からの過誤申立と、事業所からの再請求を同月に処理を行う。
- 6 過誤処理完了後、「障害福祉サービス費等過誤決定通知書」を電子請求受付システムにて事業所へ送信し、過誤対象金額と再請求の差額が、事業所への支払額から調整される。

4 過誤調整額が支払決定額を超えた場合(未調整過誤)

過誤調整がある場合の事業所支払い額は、下記のように、その月の決定額と過誤処理による調整額を相殺した額となります。

支払決定額＝当月の請求情報－過誤調整額

過誤処理と同一月に再請求情報の提出があった場合は、通常の請求情報(当月及び月遅れ請求分)と再請求情報(過誤処理に対する請求分)の決定額です。

↓
当月支払額がマイナス

※二次審査の結果で支払決定額が変動

事業所、市町村等、連合会の三者で、対応を協議

- ① 再請求期間の場合は請求情報の再受付
- ② 当月の過誤申立を削除し、翌月以降に処理件数を調整、再度処理を行う
- ③ 過誤調整を続行し、現金振込での対応

5 問合せ事例

➤ 事業所より

事例 1	再請求がED01:支払確定済のエラーだが、過誤申請はしている。
対応 1	該当の過誤申立情報のサービス月と再請求データのサービス月が異なる。
2	市町村等からの過誤申立情報が送信されていないか、送信したが点検エラーとなり連合会で未登録状態となっている。
事例 2	過誤調整後のマイナス金額が多い。
対応 1	対象データの再請求をしていない、または審査結果がエラーで返戻となっている。
2	誤りのあった部分のみの調整ではなく請求データ1件での取扱いであるため、再請求がない場合は、該当データの1件分の支払い金額が対象となる。